

令和2年5月26日

監査委員講評（令和2年1，2月実施実施出資団体監査）

に対する改善措置状況

岡山市監査委員 様

市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課長

令和2年1，2月実施出資団体監査において監査委員講評のあったことについて、下記のとおり改善措置を講じましたので、報告します。

記

監査委員講評の内容

平成30年度における公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団の出納事務及びその他出納に関する事務について監査した結果、事業運営は出資目的に沿って行われていると認められましたが、事務処理について、一部に改善を要する事項が認められましたので、内容を十分把握し、必要な措置を講じるよう指導監督を行ってください。

改善措置

監査委員講評について、公益財団法人岡山文化芸術創造より、別添のとおり改善措置に向けて早急に取り組む旨報告がありました。

今後、財団においては、諸規程に基づく事務処理を徹底し、業務の適正化を行うよう指導しました。

また、当課として別添のとおり取り組むことにより、財団の事務処理の実態を十分把握し、引き続き必要な措置を講じるよう指導監督を行ってまいります。

出資団体監査の講評（指摘事項）への対応方針について

1. 「指摘事項」に関する原因分析

平成 27 年度の出資団体監査において、指摘を受けた契約事務（見積もりの徴取や契約書が作成されていない事例等）について『出資団体所管課』として改善に努めてまいりましたが、会計規程等の運用に関して、再び、指摘事項が発生した原因としては、前回監査で指摘を受けた諸規程の運用について、業務執行等の改善措置状況をフォローアップしておりましたが、他諸規程の項目等については、詳細な業務執行レベルまで把握・指導が出来ていなかったことが大きな要因です。なお、市から出資団体への補助金や委託料などの経費支出について支出根拠資料等の確認やヒアリングを行うとともに、経営状況等への指導等は行っております。

2. 出資団体監査の指摘事項の改善に向けての取組み

今後、上記 1. を解消し、適正な事務処理を実行するために次の措置を講じます。

- (1) 今回の新財団設立に併せて、改めて事務処理の方法を点検するとともに、従来の諸規程の見直しについても指示しているところであり、事務的な調整が必要な事項についても、引き続き指導してまいります。
- (2) 新財団が導入する予定の第三者による監査報告などにより、定期的に財団運営状況、業務執行状況等について確認を行う機会を毎年度設けてまいります。

以上

令和2年5月25日

監査委員講評（令和2年1，2月実施出資団体監査）

に対する改善措置状況

岡山市 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課長 様

公益財団法人
岡山文化芸術創造
理事長 越宗 孝昌

令和2年1，2月実施出資団体監査において監査委員講評のあったことについて、
下記のとおり改善措置を講じましたので、報告します。

記

監査委員講評の内容

○支出事務について

平成27年度の出資団体監査において、当財団の会計規程に従っていない事務処理が認められ、「会計規程の定めに従い、適正な事務処理を行う旨を全財団職員に指導しました。」と報告されていたところですが、しかしながら、今回の監査においても類似する不適切な事務処理が多数認められました。この改善措置が十分に徹底できなかったことは、非常に遺憾です。

今後、当財団は令和2年3月31日をもって消滅法人となる予定ですが、この諸手続きについては、関係法令に基づいて適切に行ってください。

また、同4月1日に設立される予定の「公益財団法人岡山文化芸術創造」においては、諸規程を整備のうえ、それらに基づく事務処理を徹底し、業務の適正化を行ってください。

改善措置

平成27年度の出資団体監査における改善措置が職員に対して十分に徹底できていなかったことを大変重く受け止め、改善に向けて別添のとおり取り組みます。

新財団では、諸規程に基づく事務処理を徹底し、業務の適正化を行ってまいります。

出資団体監査の講評（指摘事項）への対応方針について

1. 「指摘事項」に関する原因分析

平成 27 年度の出資団体監査において、指摘を受けた契約事務（見積もりの徴取や契約書が作成されていない事例等）について改善に努めてまいりましたが、会計規程等の運用に関して、再び、指摘事案が発生した原因としては、次のことが挙げられます。

- (1) 『財団』としては、長年の慣習的な業務執行の中で、諸規程等をこまめに確認することなく思い込みによる業務執行を行い、ともすれば簡易な方法を選択していたため
- (2) また、『個々の職員』としては、規程や契約書等を遵守することについての認識が低く、こまめに規程等を確認・理解・熟知することなく業務を行っていたため
- (3) 財団の『組織体制』としては、役割分担が明確でなかった（常務理事・事務局長以外に役職がない）ことから決裁ラインの中でチェック体制が確立されていなかったため

2. 出資団体監査の指摘事項の改善に向けての取組み

今後、上記 1. を解消し、適正な事務処理を実行するために次の措置を講じます。

- (1) 昨年度末で（公財）岡山市スポーツ・文化振興財団は消滅し、（公財）岡山シンフォニーホールと合併し、（公財）岡山文化芸術創造が設立され、4 月 1 日からの業務開始に併せて、諸規程等の改正・廃止等を実施しております。
ただし、諸規程等の一部については、一定の経過措置が必要な事項もあることから、財団統合までに統合整理が完了していない事項もあり、これまでの両財団での実情を勘案しつつ、法令等の専門家からアドバイスも頂き、新財団がコンプライアンスに基づいた業務執行ができるように可能な限り早急に諸規程等を整備してまいります。
- (2) 今回の財団合併に伴い、新しい組織体制（参考資料：組織図）を構築し、役職・役割・権限・決裁ルート等の明確化を図り、組織内での相互チェック機能を強化してまいります。
- (3) 職員に対しては、日常的に各所属長（参与・部長等）が諸規程等の内容を周知し、適正な事務処理を行う旨を指導するとともに、事務局長もしくは総務部長は、諸規程等について職員へ周知を図るための研修会などを毎年度実施してまいります。
- (4) なお、会計規程や処務規程等の適正な執行に関しては、今後、外部評価（監査）など第三者による監査において、適正な事務処理などのより詳細なところまで確認・チェックが行えるような仕組みの構築に向けて検討してまいります。

以上

(公財)岡山文化芸術創造 組織図 (R2年4月1日現在)

